

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

本巢都市計画区域の指定  
岐阜都市計画区域の変更  
大垣都市計画区域の変更

(都 市 政 策 課) 一六  
(同) 八  
(同) 八

岐阜県告示第四百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第一項の規定により本巢都市計画区域を次のように指定したので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 告示

号外(一) 平成二十二年 八月二十七日

### 一 都市計画区域の名称

#### 本巢都市計画区域

### 二 都市計画区域に含まれる土地の区域

本巢市浅木、有里、石神、石原、海老、数屋、上高屋、上保、上真桑、軽海、北野、郡府、小柿、国領、七五三、下福島、下真桑、十四条、随原、宗慶、長屋、温井、早野、春近、仏生寺、政田、三橋、三橋一丁目から五丁目まで、見延、屋井、曾井中島、法林寺字神田、字小村、字亀千代、字改道田、字谷西のうち四の七、五の一、八から一〇まで、一〇の二、一一、一二、一三の二、一三の三から一三の三まで、一四、一六の一、一六の二、一七、一八の一から一八の三まで、一九から二二まで、二二の一、二二の二、二三の二、二三の三、二四の一から二四の六まで、二四の一〇から二四の一五まで、二四の七から二四の四四まで、二五の二、二五の三、二六の二、二六の三、二七の二、二八の二、二八の三、三〇の一、三〇の三、三一の一、三一、三三の二、三三の三、字右門のうち一一五の一から一一五の三まで、一一六の一から一一六の四まで、一一七の一、一一七の二、一一八の一から一一八の五まで、一一九、一二三、一二四の二、一二四の三、一二四の三、一二七の一から一二七の三まで、一二九の一から一二九の三まで、字谷東のうち一七七の一、一七七の三、一七八から一八一





一五六〇の九一まで、一五六〇の九三から一五六〇の一〇〇まで、一五六〇の一〇  
 二から一五六〇の一〇一まで、一五六〇の一〇二から一五六〇の一〇四まで、一五六  
 〇の一〇八から一五六〇の一〇九まで、一五七〇の二から一五七〇の三まで、一五七  
 〇の五から一五七〇の六まで、一五七九の二、一五七九の三、一五七九の四から一  
 五七九の二六まで、一五七九の二九、一五七九の三五から一五七九の四四まで、一五  
 七九の四七、一五八一の二から一五八一の三まで、一五八四、一五八五、一五八六  
 の一、一五八六の四から一五八六の五まで、一五八七の三から一五八七の一〇まで、  
 一五八七の二三から一五八七の二五まで、一五八七の二九、一五八九の二、一五八九  
 の三、一五九〇、一五九一の二、一五九一の三、一五九四、一五九六、一五九七、一  
 五九八の二から一五九八の三まで、一五九八の二五、一五九八の二六、一六〇〇の  
 二、一六〇〇の三、一六〇一、一六〇四の二から一六〇四の五まで、一六〇五の二か  
 ら一六〇五の三まで、一六〇六の二、一六〇七の二から一六〇七の  
 三まで、一六〇八の二、一六〇八の三、一六〇九の二、一六〇九の三、一六一〇、一  
 六一一、一六一二の二、一六一二の三、一六一三の二から一六一三の三まで、一六一  
 四、一六一六、一六一八、一六一九、一六二〇の二から一六二〇の九まで、一六二  
 の二、一六二三、一六二五の二、一六二五の三、一六二七の二から一六二七の三まで、  
 一六二八の二、一六二八の三、一六二九の二、一六二九の三、一六三〇、一六三二の  
 一、一六三三の二、一六三三の三、一六三四の四、一六三五、一六三六の二から一六  
 三六の三まで、一六三七、一六三八の二から一六三八の四まで、一六三九の二、一六  
 三九の三、一六四一の二、一六四一の三、一六四四の二、一六四四の三、一六四四の四、  
 一六四五の二、一六四八の二から一六四八の三まで、一六四九の二から一六四九の五  
 まで、一六五〇の二、一六五〇の三、一六五一の二、一六五二の二、  
 一六五三の二から一六五三の三まで、一六五四の二、一六五四の三、一六五五の二、  
 一六五六の二、一六五六の三、一六五八の二、一六五八の三、一六六〇の二から一六  
 六〇の四まで、一六六一から一六六三まで、一六六四の二から一六六四の三まで、一  
 六六五の二、一六六六、一六六七、一六六九の二、一六六九の三、一六七〇の二、一  
 六七〇の三、一六七〇の四、一六七〇の五、一六七一の二から一六七一の六まで、一  
 六七二の二から一六七二の四まで、一六七四の二から一六七四の五まで、一六七五の  
 一から一六七五の九まで、一六七六の二、一六七六の三、一六七七の二、一六七七の  
 三、一六七八の二から一六七八の四まで、一六七九の二から一六七九の三まで、一六  
 八〇の五から一六八〇の八まで、一六八一の二から一六八一の四まで、一六八三の二、

一六八四の二、一六八四の三、一六八四の四、一六八四の六から一六八四の九まで、  
 一六八五の二から一六八五の三まで、一六八六の二、一六八六の三から一六八六の六  
 まで、一六八七の二、一六八七の六、一六八八の二から一六八八の三まで、一六八九  
 一六九〇、一六九一の二から一六九一の五まで、一六九三の二、一六九三の三、一六  
 九五の二、一六九七、一六九七の二、一六九七の三、一六九八の二から一六九八の四  
 まで、一六九九の二から一六九九の三まで、一七〇〇の二から一七〇〇の三まで、一  
 七〇一、一七〇二の二から一七〇二の四まで、一七〇三、一七〇四の二から一七〇四  
 の四まで、一七〇五の二から一七〇五の八まで、一七〇六の二、一七〇六の四、一七  
 〇六の五、一七〇七、字下新村のうち一七〇七の二から一七〇七の五まで、一七一〇  
 の七、一七一〇の九、一七一〇の二、一七一〇の三、一七一〇の四から一七一〇  
 の一七まで、一七一〇の二から一七一〇の五まで、一七一〇の二六、一七一〇  
 の二八から一七一〇の五〇まで、一七一〇の五三、一七一〇の五四、一七一〇の五六、  
 一七一〇の五七、一七一〇の五九、一七一〇の六〇、一七一〇の六一、一七一〇の六  
 三から一七一〇の七二まで、一七二八の二、一七三〇の二、一七三〇の三、一七三〇  
 の四から一七三〇の九まで、一七三二の二から一七三二の四まで、一七三二の七から  
 一七三二の八まで、一七三三の二、一七三三の三、一七三三の四から一七三三の七  
 まで、一七三四の二、一七三五の二、一七三五の三、一七三六の二、一七三六の三、  
 一七三六の四から一七三六の八まで、一七三七、一七三八の二から一七三八の五まで、  
 一七三八の二から一七三八の四まで、一七三九、一七三九の二、一七四〇の二、  
 一七四〇の三、一七四一の二、一七四一の三、一七四二の二、一七四二の三、一七四六の  
 一、一七四六の二、一七四七の二、一七四八の二、一七四八の三、一七四八の四、一  
 七四九の二、一七四九の三、一七四九の四、一七四九の七、一七五〇、一七五二の二、  
 一七五三の二、一七五三の三、一七五三の四から一七五三の八まで、一七五四の二、  
 一七五四の三、一七五八の二から一七五八の三まで、一七七〇の二、一七七〇の三、  
 一七七〇の四、一七七一の二、一七七一の三、一七七一の四、一七七一の五から一  
 七七一の六まで、一七八八の二から一七八八の五まで、一七八八の七から一七八八  
 の一〇まで、一七八九、一七九〇の二から一七九〇の三まで、一七九〇の六、一七九  
 〇の七、字深田のうち一九〇〇の二、一九〇一から一九〇三まで、一九〇四の二、一  
 九〇四の三、一九〇四の四、一九〇七の二、一九〇七の三から一九〇七の五まで、一  
 九〇八、一九〇九の二から一九〇九の六まで、一九一〇、一九一二の二、一九一二の  
 三から一九一二の四まで、一九一三の二、一九一三の三、一九一三の四、一九一四の



岐阜県告示第四百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により岐阜都市計画区域を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画区域の名称

岐阜都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

岐阜市の行政区域の全域  
岐南町の行政区域の全域  
笠松町の行政区域の全域  
北方町の行政区域の全域

瑞穂市馬場、生津、本田、只越、別府、穂積、稲里、十九条、牛牧、宝江、野白新田、野田新田、祖父江、東美江寺、馬場前畑町二丁目から三丁目まで、馬場上光町一丁目から三丁目まで、馬場春雨町二丁目、馬場春雨町二丁目、馬場小城町一丁目、馬場小城町二丁目、生津滝坪町一丁目、生津滝坪町二丁目、生津内宮町一丁目、生津内宮町二丁目、生津外宮東町一丁目、生津外宮東町二丁目、生津外宮前町一丁目、生津外宮前町二丁目、生津天王町一丁目、生津天王町二丁目、生津天王東町一丁目、生津天王東町二丁目、馬場北町、東結、犀川一丁目から六丁目まで、犀川堤外地、横屋、中宮、呂久、大月字江川、字割地、古橋字西脇、字北河原、字北屋敷、字中屋敷、字神田、字八ノ坪、字八反田、字苗代、字南屋敷、字土海道、字若宮、字村前、字長刀、字向桁、字飛驒柳、字西若宮、字東若宮、字地飛、字石田、字向島、字川口、字江川、字西田、字上流、字川田、字中道南、字西土海道、字阿弥蛇堂、字東土海道、字外浦、字浦畑のうち三三七、三三八の一、三三八の二、三三九から三三五まで、三三六の一から三三六の三まで、三三七、三三八、三三九の一から三三九の六まで、三四〇から三四四まで、三四五の一から三四五の三まで、三四六の一、三四七から三五〇まで、三五一の一、三五一の二、三五一の三、三五二の一、三五二の二、三五三の一、三五三の二、三五三の三、三七二の一から三七二の三まで、三七三から三七五まで、三七六の一、三七六の二、三七六の三、三七七の一、三七七の二、三七七の三、三八条字西ノ倉のうち九八六、九八七の一、九八七の二、九八八の一、九八八の二、九八九、九九〇、九九一の一、九九一の二、九九二の一、九九二の二、九九三、九九四の一、九九四の二、九九五の一、九九五の二、九九六の一、九九六の二、九九七、九九八、九九九の一、九九九の二、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇〇一、一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇三の一から一〇〇三の五まで、一〇〇四から一〇〇三まで、一〇〇四から一〇五六まで、一〇六〇、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六五から一〇七〇まで、一〇七一の一から一〇七一の三までの全部並びにこの土地の区域の地先公有水面

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

瑞穂市犀川二丁目のうち二八の一部、二九の一部、三〇の一部、三五の一部、三六の一部、三九、四二の一部、七三の一部、七四の一部、七五の一部、七六の一部、七七の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の一部、九二の一部、九三の一部、一〇二の一部、一三四の一部、犀川四丁目のうち二四の一部、五二の一部、五四の一部、五五の一部、五六の一部、六四の一部、六五の一部、六六の一部、六七の一部、六八の一部、犀川五丁目のうち一五の一部、一六の一部、一七の一部、一八の一部、一九の一部、二〇の一部、二二の一部、四一の一部、四二の一部、犀川六丁目のうち二四の一部、三五の一部、三六、三七、三八の一部、三九の一部、四〇の一部、四一の一部、四二の一部、四三の一部、四四の一部、五七の一部、五八、五九、六〇の一部、六五の一部、六七の一部、六八の一部、六九の一部、七一の一部、七二から七六まで、七七の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一から八九まで、犀川堤外地のうち一七の一部、河川である国有地の一部並びにこの土地の区域の地先公有水面

この変更により都市計画区域から除外される土地の区域

大垣市墨俣町さい川のうち五〇の一部、五一、五二、五三の一部、五四の一部、五五の一部、六二の一部、六三の一部、八二の一部、八三の一部、八四の一部、八五から九四まで、九五の一部、九六から九八まで、九九の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇から一二七まで、一三八の一部、一三九の一部、一四〇、一四一、一四二の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五四の一部、一五五の一部、一五六の一部、一五七の一部、一五八の一部、一五九の一部、一六〇の

一部、一六一の一部、一六二の一部、一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六の一部、一六七から一七二まで、一七三の一部、一七四の一部、一七五の一部、一七六の一部、一七七の一部、一七八の一部、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部、墨俣町さい川堤外地のうち河川である国有地の一部並びにこの土地の区域の地先公有水面

本巢市上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、三橋一丁目から五丁目まで、仏生寺、長屋字大構、字新開、字吉町田のうち五一〇の三から五一〇の三まで、五一一、五一二の二から五一二の三まで、五一三から五一七まで、五一八の二、五一八の二、五一九の二から五一九の五まで、五二〇、五二一の二から五二二の四まで、五二二、五二三、五二四の二、五二四の二から五二四の五まで、五二五の二から五二五の三まで、五二六の二から五二六の六まで、五二七の二から五二七の三まで、五二八の二から五二八の四まで、五二九の二から五二九の三まで、五三〇の二、五三〇の二、五三〇の二から五三〇の三まで、五三三の二から五三三の六まで、五三四の二から五三四の五まで、五三五の二、五三五の二、五三六、五三七の二、五三七の二、五三八の二、五三八の二、五三九、五四〇の二、五四〇の二、五四一の二、五四一の二、五四二の二、五四二の二、五四三の二から五四三の三まで、五四四、五四五の二から五四五の四まで、五四六の二から五四六の三まで、五四七の二、五四七の二、五四八、五四九、五五〇の二から五五〇の三まで、五五〇の五、五五一の二から五五一の三まで、五五二の二から五五二の四まで、五五三、五五三の二、五五四の二から五五四の四まで、五五五の二、五五五の二、五五六の二、五五六の二、五五七の二、五五七の二、五五八、五五九、五七三、五七四の二、五七四の二、五七五から五七七まで、五七八の二、五七八の二、五七九、五八〇の二、五八〇の二、五八一の二、五八一の二、五八二、五八三、五八五の二、五八五の二、五八六の二、五八七の二、五八七の二、五八八、五八九の二、五八九の二、五九〇の二、五九〇の二、五九一、五九二の二、五九二の二、五九三、五九四の二、五九四の二、五九八の二、五九八の二、五九九の二、五九九の二、六〇〇、六〇一、六一四の二、六一七、六一八、六一九の二、六一九の三、六二〇の二から六二〇の四まで、六二二、六二二、六二五から六二七まで、六二八の二から六二八の三まで、六二九の二から六二九の三まで、六三〇の二、六三〇の二、六三一、六三一、六三三の二から六三三の三まで、六三四の二から六三四の三まで、六三五から六三八まで、六三九の二、六三九の二、六四〇の二から六四〇の三まで、六四一の二、六四一の二、六四二、六四三の二、六四三の三、六四六の二から六四六の三まで、六四七、六四八の二から六四八の五まで、六四九の二から六四九

の七まで、六五一の二から六五一の六まで、六五二、六五三の二から六五三の四まで、六五四、六五五、六五六の二、六五七の二から六五七の三まで、六五八の二から六五八の三まで、六五九の二、六五九の二、六六〇、六六一、六六二の二、六六二の二、六六三、六六四の二、六六四の四、六六五の二、六六五の二、六六五の五、六六六の二から六六六の五まで、六六七、六六八の二、六六八の二、六六八の二、六七五の二、六八三、六八四の二、六八四の二、六八五の二、六八六の二から六八六の三まで、六八七の二、六八七の二、六八八の二、六八八の二、六八九の二、六八九の二、六九〇の二、六九〇の二、六九一の二、六九一の二、六九二、六九三の二、六九三の二、六九四の二、六九四の二、六九五から六九五まで、七〇〇の二、七〇〇の二、七〇一から七〇三まで、七〇五の二、七〇五の二、七〇六、七〇七、七〇八の二、七〇八の二、七〇九から七一二まで、七二三の二、七二三の二、七二四、七二五の二、七二五の二、七二六の二、七二六の二、七二七、七二八の二、七二八の二、七二九の二、七二九の二、七二〇の二、七二〇の四から七二〇の八まで、七二二の二から七二二の三まで、七二三、七二四の二から七二四の三まで、七二五の二、七二五の二、七二六の二、七二六の二、七二七の二、七二七の二、七二七の四、七二八の二から七二八の三まで、七二九の二から七二九の三まで、七三〇の二から七三〇の五まで、七三一の二から七三一の五まで、七三二の二、七三三の二から七三三の五まで、七三三の二から七三三の三まで、七三四の二、七三四の三、七三五の二から七三五の四まで、七三六の二から七三六の四まで、七三七の二、七三七の二、七三七の二、七三七の五、七三八の二から七三八の三まで、七三九の二から七三九の三まで、七四〇の二、七四〇の二、七四一の二から七四一の四まで、七四二の二、七四二の二、七四三の二、七四三の二、七四四の二、七四四の二、七四五の二、七四五の二、七四六の二、七四六の二、七四七の二、七四七の二、七四八の二、七四八の二、七四九の二、七四九の二、七五〇から七五五まで、字入宿のうち一四六の二、一四六の五から一四六の八まで、一四七の二、一四七の二、一四七の四、一四八の二から一四八の四まで、一四九、一四九の二から一四九の四四まで、一一六、一一八から一一三まで、一一三から一一五まで、一一五七の二、一一五八、一一五八の二、一一六〇から一一六五まで、一一六六の二から一一六六の三まで、一一六七から一一七四まで、一一八八の二、一一八八の二、一一八九、一一九〇の二、一一九一の二、一一九一の二、一一九五の二、一一八六の二から一一八六の三まで、三九一、三九二の二、三九二の二、三九五の二から三九五の四まで、三九六の二、三九六の二、三九六の五、





七丁目、室本町一丁目から五丁目まで、木戸町二丁目、南一色町、宝和町、林町一丁目から一〇丁目まで、笠木町、笠縫町、河間町二丁目から五丁目まで、八島町、宿地町、外花一丁目から六丁目まで、割田町、割田二丁目から三丁目まで、外野町、外野一丁目から四丁目まで、青柳町、青柳町一丁目から四丁目まで、南若森町一丁目から三丁目まで、南若森四丁目から六丁目まで、入方一丁目から三丁目まで、西大外羽町、西大外羽一丁目から四丁目まで、友江二丁目、友江三丁目、大外羽一丁目から四丁目まで、上笠町、上笠一丁目から三丁目まで、上屋一丁目、上屋二丁目、多芸島町、多芸島一丁目から四丁目まで、高淵町、高淵一丁目から四丁目まで、禾森一丁目、禾森町二丁目から六丁目まで、新田町一丁目から五丁目まで、築捨町一丁目から五丁目まで、大井一丁目から四丁目まで、東前町、東前一丁目から五丁目まで、犬ヶ淵町、長沢町二丁目から一〇丁目まで、新長沢町一丁目から五丁目まで、恵比寿町北四丁目から八丁目まで、恵比寿町南四丁目から八丁目まで、鹿島町一丁目から五丁目まで、住吉町一丁目から五丁目まで、早苗町一丁目から五丁目まで、長井町、安井町一丁目から七丁目まで、江崎町、田口町、問屋町、寿町、熊野町、熊野町一丁目から五丁目まで、牧野町一丁目から四丁目まで、福田町、荒尾町、木呂町、荒尾玉池一丁目、荒尾玉池二丁目、古知丸一丁目から四丁目まで、中曾根町、荒川町、久徳町、静里町、松町、綾野町、綾野一丁目から六丁目まで、野口町、野口一丁目から三丁目まで、川口一丁目から四丁目まで、釜笛一丁目から五丁目まで、外淵一丁目から四丁目まで、内原一丁目から三丁目まで、島里一丁目から三丁目まで、横曾根町、横曾根一丁目から五丁目、浅草一丁目から四丁目まで、浅中一丁目から三丁目まで、浅西町、浅西一丁目から四丁目まで、昭和一丁目、今福町、難波野町、馬の瀬町、牧新田町、古宮町、深池町、小泉町、米野町、米野町一丁目から三丁目まで、平町、直江町、西之川町一丁目、西之川町二丁目、領家町一丁目から三丁目まで、貝曾根町、楽田町一丁目から八丁目まで、曾根町、曾根町一丁目から四丁目まで、中川町一丁目から四丁目まで、中野町一丁目から五丁目まで、赤花町一丁目、赤花町二丁目、坂下町、北方町、北方町一丁目から五丁目まで、三津屋町一丁目から五丁目まで、津村町、津村町一丁目から五丁目まで、大島町一丁目から三丁目まで、和合本町一丁目、和合本町二丁目、和合新町、和合新町一丁目、和合新町二丁目、開発町一丁目から五丁目まで、新開町、緑園、鶴見町、今宿一丁目から六丁目まで、加賀野一丁目から五丁目まで、小野一丁目から四丁目まで、東町、東町一丁目から四丁目まで、波須町、波須一丁目から三丁目まで、万石町、万石一丁目から三丁目まで、三本木町、三本木一丁目から四丁目

で、大村町、大村一丁目、大村二丁目、上面一丁目から四丁目まで、中ノ江一丁目から三丁目まで、長松町、新長松一丁目から三丁目まで、十六町、島町、赤坂町、赤坂大門一丁目から三丁目まで、池尻町、興福地町一丁目から四丁目まで、青木町、草道島町、南市橋町、赤坂新町一丁目から四丁目まで、枝郷一丁目から五丁目まで、菅野一丁目から四丁目まで、神明一丁目から六丁目まで、赤坂新田一丁目から三丁目まで、赤坂東町、青野町、青墓町、青墓町一丁目から五丁目まで、榎戸町一丁目から三丁目まで、矢道町一丁目から三丁目まで、昼飯町、稲葉東一丁目から三丁目まで、稲葉西一丁目、稲葉西二丁目、稲葉北一丁目から三丁目まで、墨俣町墨俣、墨俣町上宿、墨俣町下宿、墨俣町二ツ木、墨俣町先入方、墨俣町さい川、墨俣町さい川堤外地の全部並びにこの土地の区域の地先公有水面

不破郡垂井町垂井、綾戸、宮代、表佐、栗原、平尾、市之尾、清水一丁目から三丁目まで、楠田、東神田一丁目から三丁目まで、地藏一丁目、地藏二丁目、南新井一丁目、南新井二丁目、新井大滝入会地中野の全部、伊吹字東久保田、字北久保田、字南久保田、字中北谷、字下北谷、字荒田、字宮ノ崎、字久保田の全部、字上北谷のうち二七六から三二二まで、三二七の一から三一八の一まで、三一八の二の一部、三一八の三から三一八の五まで、三三〇の一から三三一の五まで、三三二から三三一まで、字桑原のうち六〇六の二から六一七の三まで、六二七の三、六三四の一、六三四の二、六四六の二から六四八の四まで、六四九の二の一部、六四九の四、六四九の五の一部、六四九の六の一部、六四九の七、六四九の八、六四九の二の一部、六四九の一三の一部、六四九の一四の一部、六五〇の一の一部、六五一の三の一部、六五一の六、六五三の二の一部、六五三の三から六五三の六まで、六五三の七の一部、六五四の二の一部、六五四の四の一部、字内戸海のうち七六四から七七八の一まで、八二一、八二二の二、八二二の二の一部、八二四の二、八二四の三の一部、八二五の二、八二五の二の一部、八二六から八二八の二まで、字熊ヶ谷のうち一七八の二、一七八の三、一七八の二八六の一部、一七八の二八七の一部、一七八の二八八の一部、一七八の二八九から一七八の二九一まで、一七八の二九二の一部、一七八の二九三の一部、一七八の二九五の一部、一七八の二九六から一七八の三〇四まで、一七八の三〇八の一部、一七八の三〇九、一七八の三一〇の一部、一七八の三一、一七八の三二二の一部、一七八の三二九、一七八の三三〇、一七八の、一七八の二、一八二の二の一部、一八二の三、一八二の六、一八二の七、字稲荷山のうち一四二五の一部、一四二六から一四二九まで、一四三

〇の二部 一四四一の三の一部 一四四三の二の一部 一四四三の三、  
 一四四一の二から一四四五の二まで、一四四五の三の一部 一四四五の四、一四四九  
 の二の一部 一四四九の二の一部 一四四九の四から一四五二まで、一四五二の一部  
 一四五三の二の一部 一四五三の二の一部 一四五四の二の一部 一四五四の二の  
 一部 一四五五から一四八二の三まで、字北谷のうち一四八三から一五〇六まで、一五  
 〇七の二の一部 一五〇七の二の一部 一五〇七の三、一五〇七の四の一部 一五〇  
 八の二の一部 一五〇八の二の一部 一五〇八の三、一五〇八の四、一五〇八の六、  
 一五〇九の二の一部 一五〇九の二の一部 一五一〇の二の一部 一五一一の二の一部、一  
 五三三の三の一部 一五三三の四、一五三三の六、一五三三の七の一部 一五三四の  
 一、一五三四の三の一部 一五三四の四、一五三五の二の一部 一五三八の二、一五  
 三八の三の一部 一五三八の四、一五三八の六、一五三八の七の一部 一五三八の八  
 の一部 一五三八の九、一五三九、一五四〇の二、一五四〇の三の一部 一五四〇の  
 五、一五四一の二、一五四一の三の一部 一五四一の四、一五四一の五、一五四一の  
 七の一部 一五四一の八の一部 一五四二の二、一五四二の三、一五四二の四の一部  
 一五四二の五、一五四二の六、一五四三の七七、一五四三の七八、一五四三の八一か  
 ら一五四三の九二まで、一五四三の九三の一部 一五四三の九四の一部 一五四三の  
 九五、一五四三の九七の一部 一五四三の九八から一五四三の二〇〇まで、一五四三  
 の二〇一、一五四三の二〇三、一五四三の二〇四の一部 一五四三の二〇六から一五  
 四三の二〇九まで、一五四三の二一一の一部 一五四三の二一一の一部 一五四三の  
 一一八から一五四三の二二六まで、岩手字竹屋、字戸海、字小川原、字茂谷、字一本  
 木、字野海戸、字下町、字五明、字下林、字六反田、字乙井、字孫ノ井、字漆原、字  
 初若、字新屋敷、字森前、字中野、字長畑、字出口、字灯明の全部、字又木田のうち  
 八六の二の一部、八六の七の一部、八八の二の一部、八九の一、八九の七の一部、八  
 九の二〇、八九の一、八九の二三、九一の三、九一の四の一部、九二の二の一部  
 九三の二の一部、九三の四、九三の七の一部、九三の八の一部、一二〇の四の一部  
 一二〇の八の一部、一二二の二、一二二の三の一部、一二二の四、一二二の六の一部  
 一二二の七の一部、一二二の八の一部、一二九の二から一二九の三まで、一二九の五  
 の一部、一二九の六、一二九の七の一部、一三〇、字御茶屋のうち一六三の二から一  
 六五の二まで、一六五の二の一部、一六五の六から一六六の二まで、一六六の二の  
 一部、一六六の三、一六六の四の一部、一六七から一八五の二まで、字中道のうち二  
 八の二から二三四まで、二三五の五、二三五の七の一部、二三五の八、二三五の九

二三六の二の一部、二三九の三の一部、二三九の四の一部、二三九の七の一部、二三  
 九の八の一部、二四〇の二から二四四の四まで、二四五の四の一部、二四五の六の  
 一部、二四五の二〇の一部、二四五の二二の一部、二四五の二四の一部、二四六の三の  
 一部、二四六の六、二四六の七の一部、二四六の八、二四六の九の一部、二四七の  
 一から二五三の二まで、二五四の二の一部、二五五の四の一部、二五五の六の一部、二  
 五五の七の一部、二五六の二から二六一の二まで、字川原のうち六三三の二、六三  
 三の二の一部、六三三の三から七〇八まで、字谷のうち一〇二五の二から一〇二八の二  
 まで、一〇二八の四の一部、一〇二八の六の一部、一〇二九の二、一〇二九の二の  
 一部、一〇三〇、一〇三二の二、一〇三二の三の一部、一〇三二の四の一部、一〇三  
 二の五の一部、一〇三三の六の一部、一〇三三の七の一部、一〇三三の三の一部、一〇  
 三六の二、一〇三六の四の一部、一〇三七の二、一〇三七の三の二、一〇三七の四の  
 一部、字西大井のうち一四八二の二、一四八二の三、一四八二の四の一部、一四八  
 二の五、一四八二の七の一部、一四八二の九の一部、一四八三の三の一部、一四八四  
 の三の一部、一四八五の二、一四九〇の三の一部、一四九〇の四の一部、一四九〇の五  
 の一部、一四九〇の七の一部、一四九一の四の一部、一四九二の二の一部、一四九六  
 の三の一部、一四九六の六の一部、一四九七の二の一部、一四九八の二の一部、一四  
 九八の四の一部、一四九八の五の一部、一四九八の六の一部、一五五一から一五五六  
 の二まで、字中大井のうち一六三九の三の一部、一六四九の三の一部、一六五一の三  
 の一部、一六五一の四、一六五一の六、一六五三の三の一部、一六五三の五の一部  
 一六五三の六の一部、一六五四の三の一部、一六五五の三の一部、一六五五の六、一  
 六六七の二、一六六八の二、一六六九の三の一部、一六六九の五、一六七〇の二の  
 一部、一六七〇の三の一部、一六七二の三の一部、一六七三の二の一部、一六七三の三  
 の一部、一六七四の三の一部、一六七四の六、一六七四の七、一六七四の八の一部  
 一六七四の九の一部、一六七四の二〇、一六八一の二、一六八二の三の一部、一六八  
 七の三の一部、一六八七の七の一部、一六八七の八の一部、一六八七の一一の一部  
 字東大井のうち一六九二の三の一部、一六九三の三の一部、一六九四の二の一部、一  
 六九四の五の一部、一六九六の三の一部、一六九六の六の一部、一六九六の七の一部  
 一六九六の九の一部、一六九六の二〇の一部、一六九六の二三の一部、一六九七の三  
 の一部、一六九八の二の一部、一七〇一の三の一部、一七〇一の六の一部、一七〇一  
 の七の一部、一七〇二の二の一部、一七〇二の五の一部、一七六二から一七六九の二  
 まで、字堂谷のうち三二六二の五、三二六二の六の一部、字東谷のうち三二六四から



七二の六の一部、五七二の七の一部、五七四の二から五九二の二まで、五九三の三の一部、五九三の五の一部、五九三の七、五九四の三の一部、五九四の四、五九四の六の一部、五九五、五九六、五九七の四の一部、五九七の六、五九九の一、五九九の四の一部、五九九の五の一部、五九九の八の一部、五九九の九の一部、五九九の一二の一部、五九九の二三の一部、六〇〇の二の一部、六〇〇の三、六一一の一、六一一の四の一部、六一一の七、六一一の八、六一一の二〇の一部、六一四の一、六一四の二、六一五の五の一部、六一五の二〇の一部、六一六の二の一部、六一六の四の一部、六一七の二から六一七の五まで、六一八から二〇四の一まで、梅谷字戸羽坂、字淵之向、字奥金地、字一之谷大平、字南之谷北東、字金地、字南之谷西南の全部、字宮之森のうち河川である国有地の一部、字中之井上のうち八六の一から九〇の二まで、字上川原のうち河川である国有地の一部、字南之海道のうち河川である国有地の一部、字尾之上のうち河川である国有地の一部、字東野瀬のうち河川である国有地の一部、字鍋ヶ坂のうち九〇五の一から九一五の八まで、字中之井下のうち河川である国有地の一部、字下川原のうち河川である国有地の一部、字石輪のうち河川である国有地の一部、字清水のうち河川である国有地の一部、字口金地のうち河川である国有地の一部並びにこの土地の区域の地先公有水面

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

大垣市墨俣町さい川のうち五〇の一部、五一、五二、五三の一部、五四の一部、五五の一部、六二の一部、六三の一部、八二の一部、八三の一部、八四の一部、八五から九四まで、九五の一部、九六から九八まで、九九の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇から一二七まで、一二八の一部、一三九の一部、一四〇、一四一、一四二の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五四の一部、一五五の一部、一五六の一部、一五七の一部、一五八の一部、一五九の一部、一六〇の一部、一六一の一部、一六二の一部、一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六の一部、一六七から一七二まで、一七三の一部、一七四の一部、一七五の一部、一七六の一部、一七七の一部、一七八の一部、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部、墨俣町さい川堤外地のうち河川である国有地の一部並びにこの土地の区域の地先公有水面

この変更により都市計画区域から除外される土地の区域

瑞穂市犀川二丁目のうち二八の一部、二九の一部、三〇の一部、三五の一部、三六の一部、三九、四二の一部、七三の一部、七四の一部、七五の一部、七六の一部、七七の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の一部、九二の一部、九三の一部、一〇二の一部、一三四の一部、犀川四丁目のうち二四の一部、五二の一部、五四の一部、五五の一部、五六の一部、六四の一部、六五の一部、六六の一部、六七の一部、六八の一部、犀川五丁目のうち一五の一部、一六の一部、一七の一部、一八の一部、一九の一部、二〇の一部、二二の一部、四二の一部、四三の一部、四四の一部、四一の一部、四五の一部、六七の一部、六八の一部、六九の一部、七一の一部、七二から七六まで、七七の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一から八九まで、犀川堤外地のうち二七の一部、河川である国有地の一部並びにこの土地の区域の地先公有水面